

「日本版DBS」制度の創設へ

こども性暴力防止法が成立

保育所や児童養護施設など、こどもと関わる仕事に就業する人に性犯罪歴がないことの確認を事業者に義務づける「日本版DBS」制度の創設を盛り込んだ「こども性暴力防止法案」が、本年6月19日に国会で成立し、6月26日に公布されました。拘禁刑（懲役刑・禁錮刑を2025（令和7）年に一本化）は刑を終えてから20年、執行猶予がついた場合は裁判確定日から10年、罰金以下は刑を終えてから10年が犯歴の照会期間となっています。事業者が行うべき対応をみていきます。

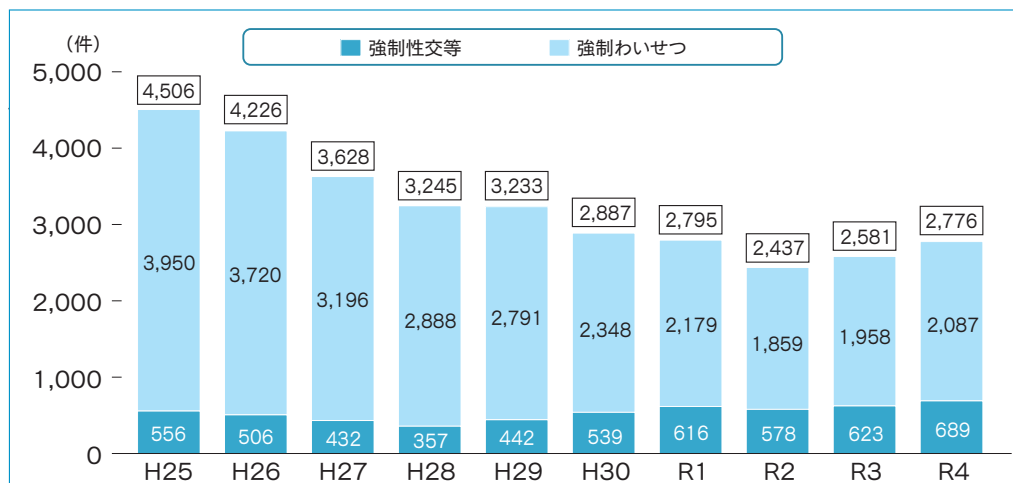


こどもに対する性犯罪・性暴力の撲滅を目指して

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあったこどもの心身に生涯にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であるが、2022（令和4）年における少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は2,776件で前年より増加するなど（図1）、減少させるのは容易ではない状況となっている。

（令和3）年5月に成立（2022（令和4）年4月1日施行）した「教職員等による児童生徒性暴力等の

図1 少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数の推移



※「少年」は、20歳未満の者をいう。

※強制性交等とは、刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

令和4年における少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は2,776件で前年より増加。

警察庁発表資料「子供の性被害現状と取組について」より



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。



図2 イギリス、ドイツ、フランスの犯罪歴照会制度

- イギリス、ドイツ、フランスでは、職種に関わらず被用者（本人）又は使用者が犯罪歴証明書を求めることができる制度が存在。また3か国とも、こどもの安全確保を目的に、こどもに関わる職種については犯罪歴照会を行うことを義務化している。
- 以下に各国のこどもに関わる職種についての犯罪歴照会制度の沿革概要を記載する。

	イギリス	ドイツ	フランス
現行制度 (証明書名称も含む)	DBSチェック制度	無犯罪証明書	国家前科簿発行制度/FIJAIS登録情報
制度実施機関	DBS (Disclosure and Barring Service)	連邦司法省 第4局	司法省刑事・恩赦局 国家犯罪記録部
制度関係法	1974年更生保護法・1997年警察法 2006年脆弱階層の安全確保法 2012年自由保護法	連邦中央登録簿法 社会法典第8編	刑事訴訟法典 社会活動及び家族法典 少年刑事司法法典
制度沿革概要※	1986 公的機関に採用される者の犯罪歴チェック制度が確立 公立学校や公立病院等の公的機関に直接採用される被用者、ボランティアを対象に犯罪歴証明書請求を利用する制度が確立。	2010 拡張無犯罪証明書発行制度の追加 未成年者に関わる職業には、拡張無犯罪証明書が必要となった。また、拡張無犯罪証明書は犯罪の重さに関わらず全ての性犯罪が記載。	1899 前科簿がフランス全国で制度化
	1997 2種類の犯罪歴証明書の発行制度を導入 使用者が一定の条件に当てはまる場合に利用できる犯罪歴証明書と、18歳以下の未成年と定期的にかかわる一定の職種に採用する際に利用できる拡張無犯罪証明書の発行制度が規定。拡張無犯罪証明書には、職種の適格性について警察が記載するべきとする事項も記載することが規定。		2004 性犯罪の加害者データをまとめたFIJAIS登録情報ファイルの創設及び閲覧制度の確立 司法当局、未成年者との接触を伴う活動、職業に関する承認申請の審査を行う一部の行政機関のみ閲覧が可能な制度。
	1999 内務省が保健・教育分野のこどもと接する職業への就業禁止者リストを保持することが規定	2012 拡張無犯罪証明書取得対象者の拡大 社会法典第8編に「有罪判決を受けた関連人物の活動からの除外」の項目が新設され、未成年者に関わるパートタイム職員やボランティアにも拡張無犯罪証明書を利用することが義務化。また、地方自治体や、こどもを対象とした社会福祉サービスに係る非営利の事業者は、性犯罪等の特定犯罪の有罪判決を受けた者をこどもの福祉に関する職種へ雇用したり配置したりしてはならないことが規定。	2016 未成年者に関わる職種について前科簿第2号票とFIJAIS登録情報の利用が可能となる 行政が直接的又は間接的に管理している未成年者との定期的な接触を含む専門的又は社会活動を行う者の採用にあたって前科簿第2号票とFIJAISの登録情報を国家犯罪記録部が提供することが定められる 公立教育機関において職員採用時と毎年に前科簿第2号票とFIJAIS登録情報にて犯罪歴照会することが義務付け
	2006 こどもに関わる職種に就こうとする者の背景調査と就業禁止者管理をする制度が確立		2018 私立教育機関における採用時と毎年の前科簿第2号票とFIJAIS登録情報での犯罪歴照会を義務付け
	2012 DBSチェック制度の確立 こどもに関わる全ての職種やボランティア等も犯罪歴チェックを行うことを規定。		

※各国のこどもに関わる職種に關しての犯罪歴照会制度沿革概要

第1回 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 資料8より

防止に関する法律」があげられる。この法律においては、「児童生徒性暴力等」などの定義、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止（教育職員・児童生徒に対する啓発等）、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見・対処（通報・調査等）、教員採用権者による特定免許失効者等データベースの活用義務、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許失効が失効または取り上げになった特定免

許状失効者等に対する免許状授与の特例（再授与審査）等について規定している。

同法の「教員採用権者による特定免許失効者等データベースの活用義務」とは、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みの一つとして、特定免許失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者）の免許失効等に関する情報に係るデータベースを国で整備し、学校の教育職員等を任命または雇用する際に、当該データベースを活用することを義務づけたもの。対象施設は、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で、対象となる職は教育職員（教諭等）、校（園）長、副校（園）長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員で、情報の掲載期間は「当面少なくとも40年」となっている。ちなみに、特定免許失効者管理システムの稼働状況（2024（令和6）年4月1日現在）は、特定免許失効者等の登録件数が2498件、システム利用者登録件数が約1万3800件となっている。

なお、同法の附帯決議（参院文教科科学委員会2021（令和3）年5月27日）では、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要であるとされ、その検討にあたっては、イギリスで採用されているDBS制度（※、図2参照）も参考にして、教育職員等のみならず児童生

※…Disclosure and Barring Service(前歴開示・前歴者就業制限機構)の略。イギリスでは、こどもに関わる職業または活動を行う使用者がこどもに対する性的虐待等の犯罪歴がある者を使用することは犯罪と定められているため、こどもに関わる職種の使用者において被用者の犯罪歴照会を行うことが義務化されている。

児童期から成人期まで 切れ目のない福祉サービスを提供

— 岡山市・社会福祉法人クムレ おうちだ —

地域ニーズに応えた 福祉サービスを提供

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された岡山市にある「おうちだ」を取りあげます。同施設は、重度障害者対応のグループホームをはじめ、ショートステイ、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスを併設した複合施設となっています。施設概要や実践する取り組みについて取材しました。

岡山県倉敷市にある社会福祉法人クムレ（理事長：財前民男氏）は、「ともに育ちともに生きる」という法人理念のもと、地域ニーズに応えた福祉サービスを提供し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

法人の沿革としては、昭和30年に「小ざくら保育園」を開園したことはじまる。翌年、前身となる社会福祉法人光明会を設立し、地域に根ざした多様な子育て支援事業、発達支援・自立支援事業、就労支援事業を展開しており、平成22年4月に現在の法人名に改称している。

現在は、法人本部のある倉敷市

重度障害者対応の 複合施設を開設

を中心に、岡山市と水島地区の3エリアにおいて、保育所・認定こども園、子育て支援センター、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、障害者入所施設、障害者グループホーム、生活介護、就労継続支援B型事業所、指定特定相談支援事業所など、33事業所を運営している。

なお、法人名は、ラテン語のcum（クム：ともに）とvivere（ヴィーヴェレ：生きる）を合わせた造語で、地域住民や利用者、職員など多様な人たちと支えあう地域共生社会を目指すという想いが込められている。

同法人は、令和4年4月に岡山

施設の概要

社会福祉法人クムレ おうちだ

〒701-0164

岡山市北区撫川848

TEL 086-238-1802

FAX 086-903-1115

URL <https://cumre.or.jp/>

開設：令和4年4月

理事長：財前 民男

併設施設：グループホーム（定員20人）、ショートステイ（定員5人）、生活介護（定員15人）、児童発達支援・放課後等デイサービス（定員5人）、指定特定相談支援、指定障害児相談支援

法人施設：認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス、障害者入所施設、障害者グループホーム、生活介護、就労継続支援B型事業所、訪問看護ステーション、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、指定障害児相談支援、居住支援センター等



市において、多機能型重度グループホーム「おうちだ」を開設した。同施設は、重度障害者に対応した障害者グループホームをはじめ、ショートステイ、生活介護のほか、児童発達支援、放課後等デイサービス、指定特定相談支援事業所を併設した複合施設となっている。

複合施設を開設した経緯について、理事の安知子氏は次のように説明する。

「令和2年時点の岡山市の施設入所希望者は400人を超え、と



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,992円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949